

## 再発防止改善策の策定について

昨年6月に本学の学生が不適切映像を動画共有サイトに公開し、多くの皆様にご迷惑をおかけした事態を踏まえ、本学の教育内容の検証を行うとともに、教育・研究活動における人権意識、倫理観の確立を図るため、大学をあげて再発防止改善策を検討してまいりました。

その過程において、再発防止策にとどまらず、インダストリアルアートコース・学域（以後「IA」と略）の教育力向上を図る観点をも重視し、検討を行ってきたところです。その結果、本学の設置理念である「ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築」に向けて、創造性豊かな技術者・研究者養成の重要性を再確認した上で、IAを人間の感性に根ざしたデザインやアートの技法等の教育研究を主な目的とする芸術工学系コースとして、工学、デザイン及びアートが融合したより総合的な教育研究活動の充実を図ることとしました。具体的には、再発防止の観点から、コア（専門分野）の再編、授業科目の見直し、アート教育研究活動指針の策定及びチェック機能の体制づくりに取り組むことといたしました。また、併せて、人権・倫理意識の向上に向けた教育体制を全学的に充実いたします。

今後、本学は教職員・学生が一丸となり、これらの改善策の着実な実施に全力を傾注してまいります。大学が高等教育・研究機関であるという性格に鑑み、教育研究活動の充実、向上を通じて、大学の社会的使命を果たしていく所存です。

### I インダストリアルアートコース・学域の教育研究体制の見直し

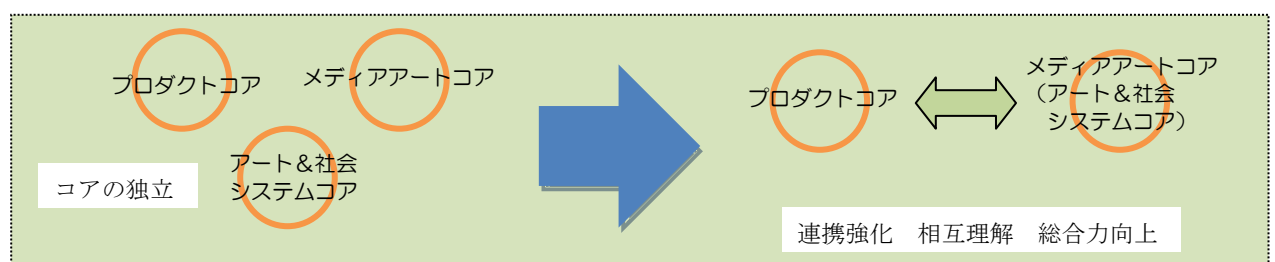
システムデザイン学部・研究科長（以下「学部長」と略）をトップとする「再発防止対策委員会」を設置し、IAの教育内容の検証を行い、以下の改善策に取り組んでいる。

#### 【構成】

学部長をトップとし、学部長補佐1名、IA長、各コース委員5名、管理部長、管理・学務課長の計10名

#### 1 コア（専門分野）の再編

従来IAでは「プロダクトデザインコア」「メディアアートコア」「アート&社会システムコア」という3つのコア（専門分野）が独立して教育研究活動を行ってきたが、今後は「アート&社会システムコア」を活動領域の近い「メディアアートコア」に吸収し、工学を基礎とした2つのコアに再編することにより、産業系デザイン分野とメディアアート分野との連携を強化しながら相互理解を図り、IAの教育研究活動の総合力を向上させていくこととする。



## 2 授業科目の見直し

### (1) 新設科目

アート表現における倫理を学生に徹底させるために、1年生向けの選択必修科目として、「芸術と社会倫理」を新設する。芸術・デザインといった表現活動に携わる者が知っておくべき社会のルールについて、表現の自由に関する社会倫理及びそれらを規定する法律の具体的な内容を学ぶ授業とする。

### (2) 変更及び廃止科目

アート表現に関し、学生に対して倫理的に誤解を与えかねない授業については、一部内容を変更する。また、コア（専門分野）の見直しに伴い一部科目を廃止する。

## 3 アート教育研究活動の活動指針の策定

新たに設置するアート教育研究倫理委員会要綱において『アート教育研究活動の活動指針』として明記し、IAに所属する教員及び学生が倫理的配慮のもとに教育研究活動を行うための指針とする。

【首都大学東京システムデザイン学部及びシステムデザイン研究科アート教育研究倫理委員会要綱 抜粋】

(アート教育研究活動の活動指針)

第2条 アート教育研究活動は、次に掲げる事項を指針とし、その趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行わなければならない。

- (1) 特定の個人と団体の人権と名誉を侵害するような差別的又は名誉毀損的表現を行わないこと。
- (2) あらゆる人種、宗教、性別、職業、境遇、心身的条件、生活状態などを不当に差別するような表現を行わないこと。
- (3) 高齢者、幼児、障がい者等の社会的弱者に当たる人を不当に差別するような表現を行わないこと。
- (4) あらゆる地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め尊重し、故なくこれを否定又は揶揄しないこと。
- (5) 著しく反社会的な表現を故なく肯定するような表現を行わないこと。善良な風俗・習慣を故なく乱し否定するような表現を行わないこと。
- (6) 平和と民主主義の尊重の観点から、故なく法令や国家、裁判を否定又は揶揄しないこと。
- (7) 人命尊重の観点から、殺人、傷害等の暴力的、犯罪的行為を肯定するような表現を行わないこと。
- (8) 人の行動、環境、心身等に関する個人情報の提供を受けて表現・創作活動を行う場合は、情報提供者に対して事前に十分に説明をしたうえで、自由意志に基づく同意を得ること。
- (9) 首都大学東京における教育研究に支障を及ぼす行為はしないこと。

#### 4 チェック機能の体制づくり

##### (1) アート教育研究倫理委員会設置及び開催

アート教育研究活動が上記活動指針に基づいて行われているかを審議し、学部長に助言する機関として、アート教育研究倫理委員会を設置した。

次年度のⅠAのカリキュラム及び授業内容などについて、毎年度1回以上検討する。

###### 【構成】

学部長を委員長とし、本学部委員（4名）のほか、学部外委員及び学外委員（各1名）の計7名

###### 【活動状況等】

平成23年1月21日（金） 平成23年度ⅠAのカリキュラム及び授業内容等の検討を行った。

##### (2) 動画共有サイトへの公開作品の届出を義務付け

ⅠAの教員・学生が教育研究の一環で制作した映像等を動画共有サイトに公開する場合は、その作品が本学のアート教育研究活動の活動指針に抵触しないことを確認するため、事前にⅠA長への届出を義務付ける。

##### (3) ⅠAの教育研究活動に関する情報交換の場の設定

ⅠAの教育研究活動をより創造的な内容に発展させるため、前・後期それぞれの終了時期にⅠAの教育研究活動について教員相互の情報交換の場を設け、相互の理解や連携力を高めていく。

## Ⅱ 全学に関する改善策等

学長をトップとする「倫理意識向上等対策会議」を設置し、人権・倫理重視の観点から、全学の教育のあり方を検証し、以下の内容に取り組んでいる。

###### 【倫理意識向上等対策会議 構成】

学長をトップとし、副学長2名、各学部長・系長8名、国際センター長、学生サポートセンター副センター長の計13名

### 1 学生・教職員に対する人権、倫理意識の向上

#### (1) 講演会及びDVD録画上映会の実施

各キャンパスの学生・教職員を対象に、「インターネットが危ない！加害者・被害者とならないために」と題して専門家による講演会及びDVD上映会を11月から開始した。これは、倫理意識の向上の観点から、インターネット利用に潜む多くの危険を再認識させ、具体例を取り上げつつ、どのように対処すべきかを学ぶ機会を与えたものである。なお、22年度中に講演会等を5回実施したが、平成23年度以降も引き続き実施していく。

## (2) 人権、倫理教育も含めたダイバーシティ施策の推進

平成23年3月にダイバーシティ推進基本計画を公表し、平成23年度中にダイバーシティ推進室（仮称）を設置する。同室において人権、倫理教育も含めたダイバーシティ推進のための具体的な取組みを順次実施していく。

## 2 情報倫理に関する教育の徹底

情報倫理教育の重要性に鑑み、必修科目の「情報リテラシー実践Ⅰ」の中で、コンピュータやネットワークの利用に係るモラルなどの学習内容を充実させる。併せて、情報倫理の学習内容をeラーニング教材として配置し、オンデマンドな自学自習ののち、その学習達成度を評価できるようにする。以上の取組を平成23年度から実施する。

## 3 学生生活全般に係る指導・支援を拡充するために、担当する副学長の機能強化

### (1) 担当副学長の機能強化

各副学長の役割分担を明確にし、学生支援を担当する副学長を新たに設置する。

### (2) その他学生生活全般に係る指導・支援

学生相談週間の実施

7月29日～8月5日及び10月21日～25日まで日野キャンパスにおいて実施